

第1章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係）

1 景観計画区域

本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観は、市民共有の財産です。市全域に広がる豊かな景観を後世に引き継いでいくため、本市の景観計画区域は、市全域とし、次の3つの地区に区分して、良好な景観の形成を図ります。

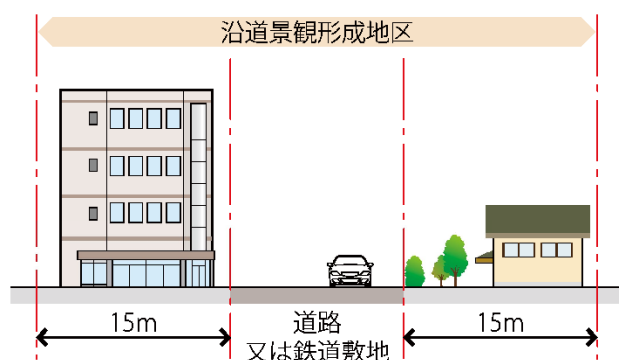
（1）一般地区

景観計画区域のうち、（2）又は（3）として指定していない区域を一般地区とします。

（2）沿道景観形成地区の指定

次の項目に該当する道路沿道又は鉄道沿線の良好な景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、当該道路端又は鉄道敷地端から両側15m以内の区域を沿道景観形成地区として指定します。

- 観光交流拠点へ誘う道路又は鉄道
- 地域固有の景観が形成されている道路



沿道景観形成地区対象区域

（3）重点地区の指定

特色ある景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、次の項目に該当する区域を重点地区として指定します。

- 歴史的まちなみ（本市固有の建造物、史跡、遺跡等と周囲の景観が一体となって、伝統と文化を形成しているものをいう。）の景観を保全すべき区域
- 賑わいのある景観を保全又は創出すべき区域
- 自然景観、眺望景観を保全すべき区域

次の2地区を重点地区として指定します。

- ① 内宮おはらい町地区（景観地区重複指定）
- ② 二見町茶屋地区



凡例  景観計画区域  沿道景観形成地区  重点地区

計画図

【参考】沿道景観形成地区

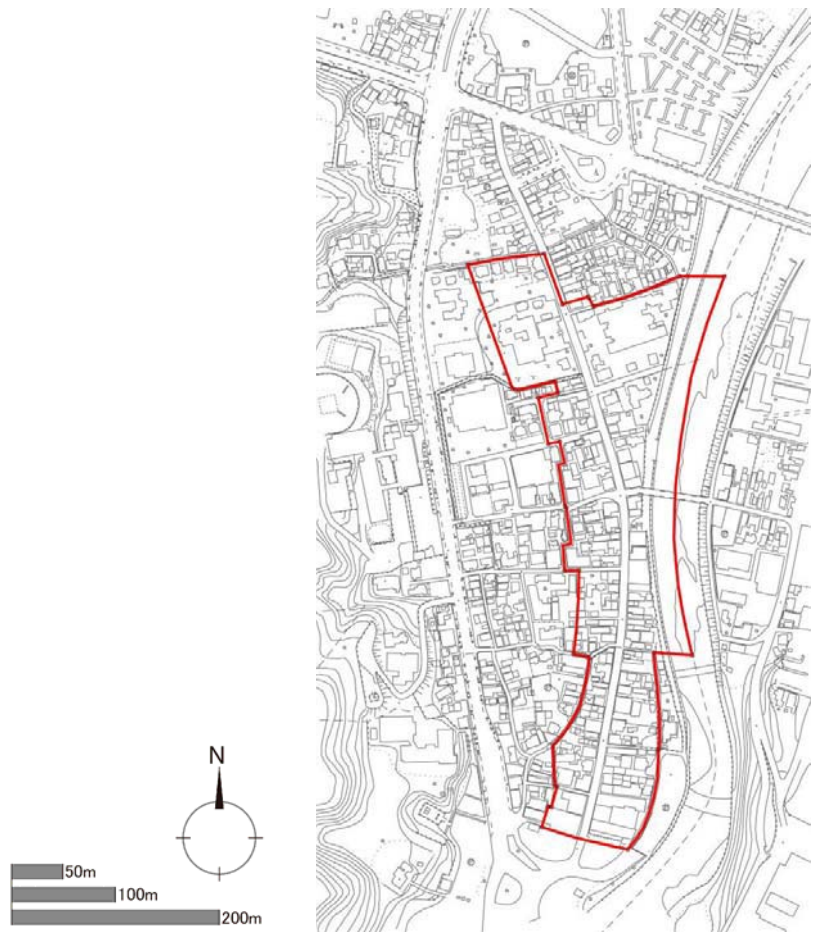
①御幸道路、②御木本道路、③外宮度会橋線

④国道42号、⑤お木曳の道、⑥古市街道

⑦河崎本通り、⑧外宮参道、⑨神路通り

⑩国道23号、⑪JR・近鉄

□重点地区（内宮おはらい町地区）



□重点地区（二見町茶屋地区）

